

## 2 金融関係

### ア 銀行

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し (金融庁)	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットイングを図ることに ついて、引き続き検討する。	検討	検討			(金融庁) 金融審議会第二部会の「金融機能の向上に関するワーキング・グループ」において、銀行の社債発行手続きについて検討を行っている。	
信託銀行への投資一任業務の解禁 (金融庁)	平成13年度末までに、信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。	結論	措置			(金融庁) 信託銀行に係る投資一任業務の解禁を図るため、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出した。	
特定融資枠契約(コミットメントライン契約)の借主範囲の拡大 (法務省、金融庁)	資金の貸手や借手の利便性を向上させる観点から、平成13年度末までに、特定融資枠契約の借主の範囲を拡大する方向で検討し、所要の措置を講ずる。その検討の際には、資産流動化の基盤整備を進める観点から、SPC(Special Purpose Company: 特定目的会社)を対象に含める。 【特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第78号)】	措置済 (6月施行)					
銀行の営業免許 (金融庁)	新規の参入に対する需給調整規制に係る規定(銀行法第4条第2項第3号)を廃止する。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)			(金融庁) 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、新規参入に対する需給調整規制に係る規定(銀行法第4条第2項第3号)を廃止した。(平成14年4月1日施行)	
銀行の信託業務への参入 (金融庁)	普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務への参入について、原則認めることとする。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	措置済 (2月施行)					

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 (金融庁)	情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。 【金融庁事務ガイドライン】		措置 (4月改正)		(金融庁) 「事務ガイドライン」により、銀行業務又は保険業務に付随する業務の判断基準を示した。(平成14年4月4日改正)	
法定準備金の減少に係る規制の緩和 (金融庁)	銀行については、法定準備金の減少に際しての債権者保護手続について、合併(銀行法第33条)や会社分割(同第33条の2)の場合と同様に、預金者等への個別の催告を不要とすることの可能性について検討を開始する。		検討開始		(金融庁) 商法の規定に基づく準備金減少の際の預金者等への個別催告については、法制審議会会社法(株券の不発行等関係)部会において、電子公告制度の導入に伴い、株式会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略・合理化を図ることについての検討が行われており、その状況を踏まえ検討中。	
銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し (金融庁)	銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高められる業務(銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など)を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン】	結論	措置 (4月改正)		(金融庁) 「事務ガイドライン」により、銀行業務又は保険業務に付随する業務の判断基準を示した。(平成14年4月4日改正)	
従属業務と金融関連業務の兼営 (金融庁)	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)		(金融庁) 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、銀行等及び保険会社の子会社について、従属業務と金融関連業務の兼営を可能にした。(平成14年4月1日施行)	
従属子会社の収入依存度の規制緩和 (金融庁)	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成14年金融庁告示】	結論	措置 (4月施行)		(金融庁) 平成14年金融庁告示第34号、第36号及び第38号(いずれも平成14年3月29日公布)により、収入依存度規制を緩和した。(平成14年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
銀行の子会社等の業務範囲の拡大 (金融庁)	<p>利用者ニーズの多様化や「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、銀行の子会社の経営効率の改善という観点から、銀行の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得、所要の措置を講ずる。</p> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】</p> <p>また、保険代理店業務の追加の可能性について引き続き検討する。</p>	結論	措置 (4月施行)		<p>(金融庁)</p> <p>「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布)及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」(平成14年3月金融庁告示第33号)により、主としていわゆるファイナンス・リース業務を行っていることを条件に、銀行の子会社に対して他のリース業務を認めた。(平成14年4月1日施行)</p> <p>「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第57号、平成14年8月30日公布)により、子会社の業務範囲に保険募集(銀行が営める保険募集の範囲に限る。)を追加した。(平成14年10月1日施行)</p>	
銀行代理店の設置に係る規制緩和 (金融庁)	<p>法人が銀行の代理店になる際のいわゆる100%子会社規制及び專業規制について、顧客の利便性向上や銀行経営の効率を高める観点から、銀行が他の銀行の代理店となる場合についてはこれを適用しないよう、所要の措置を講ずる。</p> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】</p>		措置 (4月施行)		<p>(金融庁)</p> <p>「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布)及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」(平成14年3月金融庁告示第33号)により、銀行の法人代理店に対する100%子会社規制及び專業規制は、銀行が他の銀行の代理店となる場合には適用しないこととした。(平成14年4月1日施行)</p>	
銀行の法人代理店に係る店舗規制 (金融庁)	<p>銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。</p> <p>【平成14年金融庁告示】</p>	結論	措置 (4月施行)		<p>(金融庁)</p> <p>「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」(平成14年3月金融庁告示第33号)により、銀行の法人代理店の従たる事務所の設置を可能とした。(平成14年4月1日施行)</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
代理店の取扱業務に係る規制撤廃 (金融庁)	代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)		(金融庁) 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布)及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」(平成14年3月金融庁告示第33号)により、代理店の取扱業務範囲を銀行の固有業務及び付随業務の一部まで緩和した。(平成14年4月1日施行)	
銀行の支店その他の営業所に係る認可制度の見直し (金融庁)	銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)		(金融庁) 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、銀行の国内の営業所の設置等に係る認可制を廃止し、届出制に改めた。(平成14年4月1日施行)	
代理店主の交代に係る認可制度の見直し (金融庁)	代理店主の交代に伴う代理店設置と廃止に関し、届出事項とする。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)		(金融庁) 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、国内の代理店設置と廃止に係る認可制を廃止し、届出制に改めた。(平成14年4月1日施行)	
店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出 (金融庁)	店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点から踏まえ、見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)		(金融庁) 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布)により、店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出制を廃止した。(平成14年4月1日施行)	
店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出 (金融庁)	店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点から踏まえ、見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)		(金融庁) 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布)により、店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出制を廃止した。(平成14年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し (金融庁)	利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金を引き出すことができるように所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)		(金融庁) 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布)及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」(平成14年3月金融庁告示第33号)により、異業種のCD・ATMによる預金の受払事務の委託を可能とした。(平成14年4月1日施行)	
天災等による臨時休業に係る公告の見直し (金融庁)	天災等による臨時休業に係る公告の在り方について、実情及び顧客利便の観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)		(金融庁) 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、短期的に営業の再開が確実に見込まれる場合の公告を不要とした。(平成14年4月1日施行)	
21 銀行法附則第5条(銀行の証券取引業務に係る認可)の廃止 (金融庁)	銀行法附則第5条による内閣総理大臣の認可を廃止する。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)		(金融庁) 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、銀行法附則第5条による内閣総理大臣の認可を廃止した。(平成14年4月1日施行)	
22 銀行が信託勘定により所有する一般事業会社の株式に係る規制の見直し (金融庁)	a 信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認規定(銀行法)については、  )銀行の健全性確保等に留意しつつ、その在り方について引き続き検討する。 )また、当該承認申請に伴う事務負担を軽減する方策について早急に検討を行い、13年中に結論を得、所要の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン(平成14年2月1日)】	検討	検討	措置済 (2月改正)	(金融庁) ) 信託勘定で保有する株式の議決権の行使の実態などを留意しつつ、その運用のあり方については、検討中。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(公正取引委員会)	b 信託勘定で保有する株式について、年金等の運用の自由度を確保する観点から、独占禁止法における株式保有制限全体の中で見直す。	検討・結論	措置		(公正取引委員会) 金融会社の株式保有規制の見直し等を内容とする独占禁止法改正法が、平成14年5月22日に成立し、同年11月28日に施行された。	
23 信託銀行が行う公告における、電磁的方法(インターネット)の利用(金融庁、法務省)	<p>信託銀行が行う次の(a)~(c)の公告について、委託者・受益者の利便性向上及びインタ-ネットによることを認めることの各種のメリットにかんがみ、電磁的方法の利用を認めるための検討を開始する。</p> <p>(a)定型的信託契約に係る約款変更を行うとき、所定の事項を日刊新聞紙に公告。</p> <p>(b)貸付信託に係る信託契約を締結・変更しようとするとき、所定の事項を日刊新聞紙に公告。</p> <p>(c)公益信託について、毎年1回一定の時期に信託事務及び財産の状況を公告(方法については法定されていない)。</p>		検討開始		<p>(金融庁) インターネットの普及状況を踏まえ、公告を電磁的方法(インターネット)で行うことについて、委託者・受益者に異議申し立ての機会を与えるとの目的、信託銀行の事務の効率性等の観点に留意しつつ、電磁的方法の利用を認めることの可能性について、法制審議会会社法(株券の不発行等関係)部会における電子公告制度の導入の検討状況を踏まえ検討中。</p> <p>(法務省) 左記(c)の公告については、法令上特段の定めはなく、公益信託の公告として、関係者の周知に必要と思われる相当な方法であればよいので、特段の措置は必要ない。左記(a)及び(b)の公告については、金融庁の所管法令に関するものであるが、必要に応じて、金融庁における検討に協力する。</p>	
24 業態間の相互参入(金融庁)	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	13年度以降検討・結論(結論を得たものから逐次措置)			(金融庁) 業態間の相互参入の更なる促進のための措置として、銀行本体での信託業務の解禁や、銀行等による保険商品の販売規制の緩和、銀行による上場投資信託(ETF)の窓販に向けた環境整備等について検討し、結論を得たものから措置しているところである。	

## イ 協同組織金融機関

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
協同組織金融機関(信用金庫等)に係る規制緩和(金融庁)	<p>協同組織金融機関の意義や在り方について、今日的な観点から早急に検討を行い、こうした議論を踏まえて、以下について具体的な論点を整理する。</p> <p>a 信用金庫等の債券発行 資金調達手段の多様化を図ることにより経営基盤を強め経営効率を高める観点から、信用金庫等協同組織金融機関の債券発行が適切に実施できるよう必要な法的措置を講ずることについて、検討する。</p>	検討(13年度以降)	検討	検討	<p>(金融庁) 協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義やあり方についての今日的な観点から、以下について検討を行っている。</p> <p>信用金庫等が株式会社と同様、債券を発行することについては、信用金庫等の持つ協同組織金融機関としての特性などを踏まえ検討している。</p>		
	<p>b 信用金庫の卒業生金融制度の見直し 信用金庫の協同組織性を損なわない範囲で認められている員外貸出しの枠内で、企業規模の拡大に伴い信用金庫の会員資格を失ういわゆる「信用金庫の卒業生」に対する貸出しを恒久的に認めることについて検討する。</p>	検討(13年度以降)	検討	検討	<p>(金融庁) 大企業向け融資を恒久的に行うこととなる卒業生金融の期間撤廃については、中小企業者を会員とする信用金庫の協同組織性の観点等を踏まえ検討している。</p>		
	<p>c 信用金庫の会員資格の見直し 信用金庫が地域経済において引き続きその役割を發揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。</p>	検討(13年度以降)	検討	検討	<p>(金融庁) 中小企業、個人等を専門分野とする協同組織金融機関の設立の趣旨・目的に照らし、会員資格の資本金基準のあり方について検討している。</p>		
	<p>d 信用金庫の業務方法書の見直し 信用金庫における業務方法書の在り方について検討する。</p>	検討(13年度以降)	検討	検討	<p>(金融庁) 業務方法書は、協同組織金融機関が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段としては必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ今後における業務方法書の在り方について検討しているところ。</p>		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	e 信用金庫連合会の債務保証等に係る取引先の制限緩和 信用金庫連合会が、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、会員以外の者のためにする債務保証及び手形の引受け並びに会員以外の者に対する有価証券の貸付けを行うことを認めることを検討し、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	検討	措置 (4月施行)		(金融庁) 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号)により、貸付けができる会員以外の者のためにする債務保証を認めることとした。(平成14年4月1日施行)	
協同組織金融機関の発行する優先出資に係る実質優先出資者通知 (金融庁、法務省)	協同組織金融機関の発行する優先出資について、事業年度の開始から6ヶ月を経過した時点での保管振替機関からの実質優先出資者通知を受けられるよう、所要の措置を講ずる。 (第154回国会に関連法案提出)		法案成立後公布、施行		(金融庁、法務省) 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第65号、平成14年6月12日公布)において「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)を改正し、所要の規定を整備した。(平成15年1月6日施行)	
信用金庫の会員資格の明確化 (金融庁)	信用金庫の会員資格について、例えば、地区内の法人に勤務し、地区外に住所又は居所を有する従業員が役員に昇格すると会員資格を失うことになるといった不合理を解消するため、平成13年度末までに所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)		(金融庁) 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、会員資格に地区内に事業所を有する者の役員を追加した。(平成14年4月1日施行)	
信金中央金庫の行政当局に対する申請手続等の適正化 (金融庁)	全国を地区とする信用金庫連合会の行政当局に対する申請手続等について検討を行い、結論を得、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	検討・結論	措置 (4月施行)		(金融庁) 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号)にて信金中央金庫の行政当局に対する申請手続等の適正化を図った。 (平成14年4月1日施行)	



規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱い (金融庁、厚生労働省、農林水産省)	協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱いについては、商法上の取扱いや協同組織性の特性を踏まえ、関係省庁とも調整を図りながら、所要の措置を講ずる。 <b>【農林中央金庫法(平成13年法律第93号)・農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成13年法律第94号)】</b> <b>【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】</b>  (水産業協同組合については第154回国会に関係法案提出) <b>【水産業協同組合法の一部を改正する法律(平成14年法律第75号)】</b>	措置済 (1月施行) 法案成立、公布	措置 (4月施行)	法案成立後公布、施行 (1月施行)	(金融庁、厚生労働省、農林水産省) 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、附属明細書は総(代)会での承認事項から報告事項に緩和した。(平成14年4月1日施行) (農林水産省) 水産業協同組合法の一部を改正する法律(平成14年法律第75号) (平成14年6月19日公布、平成15年1月1日施行)により措置済。	
信用金庫の従たる事務所の定款への記載 (金融庁)	協同組織金融機関の従たる事務所の設置等に係る定款変更の認可制については、銀行法第8条に係る認可制度の見直しに併せ、所要の措置を講ずる。 <b>【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】</b>	法案成立、公布	措置(4月施行)		(金融庁) 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、認可制から届出制とした。(平成14年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
農林中央金庫に係る規制 (農林水産省、金融庁)	<p>農林中央金庫に係る規制について、次のとおり見直しを行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>a 国債等の貸付業務等に係る主務大臣の認可を不要とする。</p> <p>b 有価証券の貸付対象について、国債等(国債・地方債・政府保証債)への限定を廃止する。</p> <p>c 国内における貸出業種等に限定を設けない貸出枠を新設する。</p> <p>d 従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件の緩和及び金融関連業務の兼営を認める。</p> <p>e 債券の募集又は管理の受託業務並びに担保附社債に関する信託業務の対象先に係る限定を廃止する。</p> <p>f 商法特例法第13条第2項の規定に準じて、農林中央金庫に係る会計監査人の監査報告書の記載事項のうち「取締役の不正行為、法律違反行為等の事実」を除外する。</p> <p>g 総代の議決権について、会員相互間の実質的平等を図るため、複数議決権を導入する。</p> <p>h 総会、総代会に本人が出席できない場合において、会員の意思反映の尊重及びその方法の多様化を図るため、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める。</p> <p>i 信託業務を行うことを認める。</p> <p>【dのうち、「従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件の緩和」については、平成14年金融庁・農林水産省告示、その他の事項については全て農林中央金庫法(平成13年法律第93号)】</p>	一部措置済 (1月施行、告示(3月公布))	措置 (告示4月施行)		<p>(農林水産省)</p> <p>dのうち、「従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件の緩和」については、平成14年金融庁・農林水産省告示第13号(平成14年4月施行)により措置。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
農業協同組合及び信用農業協同組合連合会に係る規制 (農林水産省、金融庁)	<p>農業協同組合及び信用事業を行う農業協同組合連合会(以下、本事項において「信連」という。)に係る規制について、次のとおり見直しを行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>a 貯金・定期積金の会員(組合員)以外の利用分量に係る制限について、会員(組合員)の利用分量の5分の1以内から緩和する。 【農業協同組合法施行令等の一部を改正する政令(平成13年政令第286号)】</p> <p>b 従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件を緩和する。 【平成14年金融庁・農林水産省告示】</p> <p>c 信連が設立する協同会社(信用事業子会社)に係る財務諸表等の農林水産大臣への届出を廃止又は簡素化する。 【平成14年農林水産省局長通知】</p> <p>d 国債の募集等の業務を新たに実施する場合において、事業の認可を受けた場合については、定款及び信用事業規程の変更に係る認可等を不要とする。 【農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成13年法律第94号)】</p> <p>e 信連及び一定規模以上の農業協同組合における附属明細書の総会での承認を不要とする。 【農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成13年法律第94号)】</p> <p>f 農業協同組合及び信連が国債の募集等の業務で変更が生じた場合の行政庁への届出及び信用事業方法書の届出について事務の簡素化を図る。 【農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(平成13年内閣府・農林水産省令第21号)】</p>	一部措置済 (a、d、e、fについて1月施行、bについて3月告示公布、cについて3月通知	措置 (告示4月施行)		(農林水産省) b 平成14年金融庁・農林水産省告示第12号(平成14年4月1日施行)により措置済。	

## ウ 証券

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
外国証券会社の取引に係る規制の見直し (金融庁)	外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取引一任勘定取引の禁止」の適用除外の範囲の在り方について、立法趣旨を踏まえつつ引き続き検討を行い、平成14年度末までに結論を得る。	検討	検討・結論		(金融庁) 外国証券会社にとってのグループの親企業等からの注文に係る取引一任勘定取引の禁止の適用除外の範囲のあり方については、その立法趣旨を踏まえつつ検討しているところであり、平成16年3月末までに結論を得る予定である。	
有価証券届出書等の記載事項の見直し (金融庁)	上位100名程度の株主の氏名や住所等を記載することとされている有価証券届出書等における株主状況記載基準について、株式公開・上場時における株主状況の多様性等を勘案し、株式公開時におけるこの在り方について検討する。	検討(13年度以降)	検討		(金融庁) 株式公開時における有価証券届出書等の株主状況記載基準について、引き続き検討する。	
ストックオプション付与時の届出書及び目論見書記載事項の見直し (金融庁)	自社及び自社の完全子会社の取締役及び使用人を対象とするストックオプションについては、その付与時における有価証券届出書の提出及び目論見書の交付を不要とするよう、所要の措置を講ずる。 【社債等登録法施行令等の一部を改正する政令(平成14年政令第50号)】		措置 (4月施行)		(金融庁) 所要の措置として、証券取引法施行令を改正し、平成14年4月1日に施行。	
証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て (法務省)	証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン(証券を保管する業者)等の所在地の法によるとするなど、法例の特別規定を設けることについて、国際的動向を踏まえて早急に検討を開始する。	検討	検討		(法務省) ヘグ国際私法会議における国際的な検討作業に参加し、平成14年12月に条約が成立したので、その条約の批准の要否等を法制審議会において検討中。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
CPのペーパーレス化 (金融庁、法務省)	券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CPのペーパーレス化について必要な措置を講ずる。 【短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(金融庁、法務省) 券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、「短期社債等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号、平成13年6月27日公布)によりCPのペーパーレス化のための法整備が行われた。(平成14年4月1日施行)	
証券子会社のファイアーウォール規制 (金融庁)	引受有価証券の親法人等への売却制限の緩和について、公正な引受価格の形成等に留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに結論を得、所要の措置を講ずる。	結論	措置		(金融庁) 有価証券の募集又は売出しに際し、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合について、引受証券の親法人等への売却制限の適用除外とするよう、法令上の措置を行った。【証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第55号、平成14年7月8日公布、平成14年8月1日施行)】	
証券外務員登録の簡素化 (金融庁)	証券外務員登録における営業所名記載を廃止するとともに、誓約書等の添付を省略することについて、平成13年度末までに結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。	結論	措置		(金融庁) 「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第152号、平成14年12月13日公布)により、営業所名記載を廃止した。(措置済み<2月施行>) 添付書類の省略については、検討の結果、誓約書及び履歴書は外務員登録の欠格事項のうち申請者自ら証明する手段がないものについて、やむを得ず証明に代えて求めているものであり、申請者がそれらの欠格事項に該当しないことを担保するために必要であること、住民票の抄本又はこれに代わる書面は氏名及び生年月日を確認するために必要であることから、これらは省略できないとの結論に達したため、措置は行わない。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
証券決済制度の改革 (金融庁、法務省)	証券決済の迅速化及び確実化を実現するため、社債等について、その無券面化を可能とするとともに、それが階層的に保有される場合について、社債等登録法を廃止し、新たな振替制度を創設する。 (第154回国会に關係法案提出)	法案提出	法案成立後公布、施行		(金融庁、法務省) 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第65号、平成14年6月12日公布)において「短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)を「社債等の振替に関する法律」に改正する等、社債等の無券面化を可能とする新たな振替制度を創設するための法律改正を行った。(平成15年1月6日施行)	
証券投資信託の受益証券の不発行化 (金融庁)	証券投資信託の受益証券については、受益者の権利関係の保護に留意しつつ、流動性の確保や証券決済期間の短縮化への対応などの観点から、券面の不発行化について検討し、所要の措置を講ずる。 (第154回国会に關係法案提出)	結論、法案提出	法案成立後公布、施行		(金融庁) 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第65号、平成14年6月12日公布)において、証券投資信託の受益証券についても券面不発行化の対象とするよう、所要の規定を整備した。(平成15年1月6日施行)	
現物出資型の株価指数連動型上場投資信託の導入 (金融庁)	現物出資型の株価指数連動型上場投資信託について、我が国における需要やその商品の有用性、導入に伴う制度面における問題点等について調査の上、導入に向けて検討し、所要の措置を講ずる。 【投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第193号)】	措置済 (6月施行)				
銀行等における投資信託等の窓口販売業務における上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱い制限の撤廃 (金融庁)	ETF(株価指数連動型上場投資信託)について、銀行等の登録金融機関における窓口販売が行えるよう、法令上の措置を行う。 【証券取引法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第69号)】	政令公布	措置 (4月施行)		(金融庁) ETF(株価指数連動型上場投資信託)について、銀行等の登録金融機関における窓口販売が行えるよう、法令上の措置を行った。 【証券取引法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第69号)】	

## 工 保険

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
保険会社の資産別運用比率規制の廃止 (金融庁)	保険会社の資産別運用比率規制については、ソルベンシ-マージン(支払余力)比率の適正化などポートフォリオ全体のリスク管理を踏まえた代替する監督手法の構築を図り、平成14年度末までに廃止を視野に入れて見直し、所要の措置を講ずる。	措置				(金融庁) 金融審議会第二部会中間報告(平成13年6月26日)における「ALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、これを見直していくことが適当である。」との趣旨を踏まえ、監督手法の充実(平成13年9月～オフサイトモニタリング導入)等を図ってきた。 資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、IAIS(保険監督者国際機構)において資産運用に関する法的規定が求められていること等から現時点では困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを検討するなど、資産別運用比率規制について見直しを図っているところである。	
保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全 (金融庁)	特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討を開始する。	検討開始				(金融庁) 保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全について、幅広い観点から引き続き検討を行っている。	
特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 (金融庁)	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討を開始する。	検討開始				(金融庁) 保険料の收受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平性の観点から適当なのかどうかという観点や、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約であるという性格を踏まえ、特約部分について現物資産による直接の受払いを認めた場合に問題が生じないかという観点に留意しつつ、その是非を含め、引き続き検討を行っている。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
特別勘定付加対象商品の拡大 (金融庁)	特別勘定を付加できる保険商品を拡大すべく法令上の措置を行う。 【担保附社債信託法等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号)】		措置 (4月施行)		(金融庁) 「担保附社債信託法等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号)により特別勘定を付加できる保険商品を拡大した。(平成14年4月1日施行)	
企業分野の保険に係る事前届出制の在り方 (金融庁)	企業分野の保険商品に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者保護の観点を踏まえつつ、平成13年度中に必要な措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン(平成13年7月6日)】	措置済 (7月改正)				
保険商品審査期間の短縮 (金融庁)	保険商品の審査期間について、認可申請および届出の内容に応じ短期間で審査が可能であることを類型化し、それらについては現行90日の認可にかかる標準処理期間及び届出にかかる審査期間をそれぞれ60日に短縮し、所要の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン】 また、保険商品の審査期間の一層の短縮について、引き続き努力する。	措置 (3月改正)		13年度以降逐次実施	(金融庁)  - 審査期間の上限を更に短縮することは困難であるが、個々の申請の内容に応じて実質的な審査期間の短縮に努めている。	
保険商品審査基準の透明性確保 (金融庁)	審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請および届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。	逐次実施			(金融庁) - 「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」の項目・記載内容については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。	



規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ファイル・アンド・ユース(届出使用制)の導入 (金融庁)	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品に関しては、届出後直ちに販売が可能となるファイル・アンド・ユース(届出使用制)を導入することについて検討を開始する。		早期に検討開始		(金融庁) ファイル・アンド・ユースの導入については、契約者保護の方策や事務効率化を図る方法について更に検討が必要である。 また、ファイル・アンド・ユースが海外でも見直しの動きがあることや、企業向けの保険商品が特約自由方式等により実質的な商品設計の自由度の高いものとなっていることに鑑み、ファイル・アンド・ユースの導入、あるいは、特約自由方式の対象範囲の拡大について検討しているところ。	
保険商品の原則届出制への移行 (金融庁)	平成13年度中に、企業や年金基金に対する保険に加えて、家計向け保険についても、早期の原則届出制への移行に向けて結論を得、所要の措置を講ずるとともに引き続き検討し、結論を得る。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成13年内閣府令第66号及び平成14年内閣府令)】	一部措置済(7月施行) 結論	一部措置(4月施行) 検討・結論		(金融庁) 届出制の対象を大幅に拡大し、企業や年金基金等に対する保険については、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成13年内閣府令第66号)により原則届出制に移行しており措置済(平成13年7月6日施行)。 また、家計向け保険商品の届出制への移行についても、契約者保護の観点から問題が少ないと認められる火災保険において措置済(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第8号)平成14年3月25日施行)であるが、その他の家計向け保険商品の届出制への移行については、契約者保護の観点から、慎重に検討しているところ。	
企業向け保険商品の普通保険約款の自由化 (金融庁)	現在、外国における事業活動に伴う損害賠償責任保険等ごく一部についてのみ認めている普通保険約款の自由化について、これを外国又は国際間において使用される他の種類の保険に対しても拡大することについて検討する。	検討	検討		(金融庁) 企業向け損害保険商品の普通保険約款の自由化については、外国又は国際間において締結される主要な保険契約について、広く適用されるよう拡大しており、措置済(事務ガイドライン(3-6-2(2))平成14年3月25日改正)。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
銀行等による 保険商品の販 売規制の更なる緩和 (金融庁)	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。 【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成13年内閣府令第13号)】	一部措置済	一部措置検討	結論・措置	(金融庁) 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成13年内閣府令第13号)により、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険、海外旅行傷害保険の販売を解禁。(平成13年4月1日施行) さらに、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第57号)により、個人年金保険、財形年金保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。(平成14年10月1日施行) 対象商品の更なる拡大については、平成14年10月1日以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行う。	
インターネット 等での取引に係る社員の雇用形態の見直し (金融庁)	保険募集において、派遣社員等が活用できるよう、「保険募集に従事する役員又は使用人」の解釈を示した金融庁の「事務ガイドライン」を平成13年中に見直す。 【金融庁事務ガイドライン(平成13年3月30日)】	措置済				
インターネット による保険販売に係る事業方法書の認可基準の明確化 (金融庁)	平成13年中に、インターネットによる保険販売の方法に係る内閣総理大臣の認可基準を明確化する。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成13年内閣府令第66号)及び金融庁事務ガイドライン(平成13年7月6日)】	措置済 (7月施行及び改正)				
生・損保会社本体による相互 参入の範囲 (金融庁)	生・損保会社本体による相互参入の範囲について、現在進んでいる子会社方式の相互参入の定着状況を見つ、検討する。	13年度以降逐次検討			(金融庁) リスク遮断の確保等の観点から生・損保兼営が禁止されている趣旨等を踏まえ、現在進んでいる子会社方式の相互参入の定着状況や第三分野相互参入の状況を見つ、引き続き検討する。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
保険会社の子会社等の業務範囲の拡大 (金融庁)	<p>保険会社の子会社の業務範囲及び保険持株会社の子会社の承認を受けずに行う業務の範囲については、以下の業務を加えることについて、保険会社グループ全体としてのリスク管理、他業禁止の今日的意義、グループ全体の経営効率化等に留意しつつ、検討を行い、平成13年度末までに結論を得、所要の措置を講ずる。</p> <p>a 投資信託販売支援業務 b リース業務(範囲拡大) c 緊急アシスタント業務</p> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)及び金融庁事務ガイドライン】</p>	結論	措置 (4月施行及び改正)		<p>(金融庁)</p> <p>保険会社の子会社が営める業務範囲に投資信託販売支援業務及びいわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を追加することとし、「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号)にて措置した。(平成14年4月1日施行)緊急アシスタント業務についても、「現行法令の解釈により行える業務」であることを明確化した。(事務ガイドラインの一部改正。平成14年4月4日改正)</p>	
リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃 (金融庁)	<p>リスク細分型自動車保険の販売による自動車事故の被害者救済に与える影響を勘案しつつ、速やかにリスク細分型自動車保険の地域区分を撤廃することについて引き続き検討し、結論を得る。</p>	検討	検討・結論		<p>(金融庁)</p> <p>リスク細分型自動車保険における「地域区分」の細分化については、参考純率が整備されていない現状では各保険会社が算出する保険料率の精度が劣化し、結果的に自動車事故の被害者救済等に悪影響を及ぼすことも懸念されるため、慎重に検討しているところ。</p>	
銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し (金融庁) <金融アの再掲>	<p>銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高められる業務(銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など)を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。</p> <p>【金融庁事務ガイドライン】</p>	結論	措置 (4月改正)		<金融ア 参照>	
従属業務と金融関連業務の兼営 (金融庁) <金融アの再掲>	<p>子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて、所要の措置を講ずる。</p> <p>【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】</p>	法案成立、公布	措置 (4月施行)		<金融ア 参照>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
業務範囲規制の適用対象範囲の見直し(金融庁)	保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象から関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて引き続き検討を行い、平成14年度末までに結論を得る。	検討・結論			(金融庁) 保険会社の子会社等に係る業務範囲の見直しについては、保険会社の健全性を確保するためにも、グループ全体としてのリスク管理という観点が必要となる。 このため、財務のディスクロージャーによる市場規律の働く範囲と監督当局の規制対象と整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止観点から業務範囲規制を課すことが必要であるとの考え方にに基づき、平成11年3月31日付事務ガイドラインに規定されたものである。 よって、関連法人等のみを業務範囲規制の適用対象外とすることにつき、合理的な理由が認められないことから、措置は困難であるとの結論を得た。	
生命保険の構成員契約規制(金融庁)	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得べく、引き続き検討を進める。	検討	検討		(金融庁) 構成員契約規制の在り方については、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。	
21 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為についての明確化(金融庁)	<p>保険業法および同施行規則に規定されている保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の構成要件を明確にすることにより、保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止および消費者の利便性の向上並びに保険契約者保護を図る観点から、特別利益の提供の禁止や保険契約内容等についての比較広告規制等については、</p> <p>) これまでの事例において蓄積された禁止行為の該当基準について事務ガイドラインの記載をより一層充実させる。</p> <p>) 今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。</p>		措置		(金融庁)  これまでの事例において蓄積された該当基準につき、事務ガイドラインの記載をより一層充実させた(平成15年3月19日ガイドライン改正)。  ノーアクションレター制度が活用され、適切な事例が蓄積された場合においては、適宜事務ガイドラインに追記する。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
22 従属子会社の収入依存度の規制緩和 (金融庁) <金融アの再掲>	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成14年金融庁告示】	結論	措置(4月施行)		<金融ア参照>	
23 保険会社の外貨調達原則自由化 (金融庁)	保険会社の保有資産全体での効率的運用を促進する観点から、保険会社のリスク管理の進展を踏まえつつ、外貨調達に関する規制を廃止する。 【金融庁事務ガイドライン(平成13年7月6日)】	措置済 (7月改正)				
24 地震保険の料率の在り方 (金融庁)	国民の自助努力を支援するとともに地震保険の普及を促進する観点から、住宅の耐震性能を保険料率に一層反映させることについて検討を行い、平成13年度末までに結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成13年金融庁告示第50号】	措置済 (5月施行)				

## オ その他

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
信託会社の在り方 (金融庁)	信託会社の参入基準や行為規制など幅広い観点から、これまでの規制緩和策の実施状況を踏まえ、信託会社の在り方について検討する。	検討	検討		(金融庁) 金融審議会第二部会の「信託に関するワーキング・グループ」において、信託会社の在り方について検討を行なっている。	
発行保証金として供託した有価証券の差し替え要件の緩和 (金融庁、法務省)	償還期限前の供託有価証券に係る発行保証金の差し替えについて、前払式証券の購入者保護上あるいは承認手続等法令の執行上問題が生じないか等を勘案しつつ検討を行い、結論を得、所要の措置を講ずる。	結論	措置		(金融庁、法務省) 「投資顧問業者営業保証金規則等の一部を改正する命令」(内閣府令第1号、平成15年1月6日公布)により、前払式証券発行保証金規則の改正を行い、償還期限前有価証券についても差し替えができるよう措置済。(平成15年1月6日施行)	
外為関係の諸報告 (財務省)	外為関係の諸報告の電子媒体化について、結論を得、所要の措置を講ずる。	結論	一部措置	措置	(財務省) 電子化の対象となる報告の様式改正等について、外国為替の取引等の報告に関する省令を改正。(平成14年7月12日公布済、平成17年1月1日施行予定) 日本銀行が受理する報告のオンライン化実現のための実施方策の一部の提示を行った。	
対外支払手段の売買等の報告の廃止、簡素化	外国為替及び外国貿易法第35条第1項第3号に基づく対外支払手段の売買等の報告の廃止など外国為替関係報告手続の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。	結論	措置		(財務省) 「資本取引に関する債権の発生報告書」「資本取引に関する債権の変更報告書」「資本取引に関する債権の消滅報告書」を統合することとし、外国為替の取引等の報告に関する省令を改正。(平成14年7月12日公布済、平成17年1月1日施行予定)	
貿易外支払、受取にかかる報告下限金額	改外為法における新報告制度の下で、報告実績を十分に蓄積し、国際収支簿の制度を維持しつつ、報告下限金額の引上げが可能などうか検討し、所要の措置を講ずる。	結論	措置		(財務省) 「支払等報告書」については、報告下限金額を3,000万円に引上げることとし、外国為替の取引等の報告に関する省令を改正。(平成14年7月12日公布済、平成15年4月1日施行予定)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
国別対外債権残高報告書のOCR用紙による報告義務付けの廃止	特別国際金融取引勘定承認金融機関が、外国為替及び外国貿易法第55条の7等に基づき、作成・提出することとされている四半期ごとの非居住者に対する国籍及び所在国別の債権残高の状況に係る「国別対外債権残高報告書」について、OCR(Optical Character Reader:光学式文字読み取り)用紙による作成の廃止を検討し、所要の措置を講ずる。	結論	措置		(財務省) 「国別対外債権残高報告書」については、OCR(Optical Character Reader:光学式文字読み取り)用紙による作成を廃止し、通常紙による報告とすることとし、外国為替の取引等の報告に関する省令を改正。(平成14年7月12日施行済)	
特定社債の引受けに係る債務保証についての大口信用供与規制の緩和(金融庁)	信用保証協会が引き受ける中小企業者の発行する特定社債の債務保証について、大口信用供与規制の趣旨に留意しつつ、「同一人に対する信用の供与等」から除外することについて検討し、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)		(金融庁) 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号)により、特定社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額を「同一人に対する信用の供与等」から控除することとした。(平成14年4月1日施行)	
債権流動化の基盤整備のための法例第12条の特別規定の導入(法務省)	国際的な統一ルールとして譲渡人住所地法による考えが定着しつつあることにもかんがみ、債権流動化の基盤整備を進める観点から、国際的な動向を踏まえつつ、法例第12条の特別規定を設けることについて引き続き検討を行う。	検討	検討		(法務省) 国際私法の専門家からなる研究会を立ち上げ、法例第12条その他関連する条項に関し、見直しの要否についての検討を行った。 少なくとも、現時点においては、債権譲渡の対抗要件について、譲渡人住所地法による考えが国際的な統一ルールとして定着しているとの評価を行うことはできないが、法例第12条の特別規定を設けることの要否については、法制中の他の規定等との整合性も考慮して検討する必要があることから、法例中の国際私法規定全体に関する見直し作業(平成15年2月法制審議会に諮問)の中で、国際的動向にも留意しつつ、併せて検討することとしている。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
債権回収会社(サービサー)の取扱債権の範囲の見直し(法務省)	債権回収会社のユーザーの利便性を高め、また、債権回収会社の機能を強化し金融再生を図る観点から、平成13年度末までに、債権回収会社の取扱債権の範囲について、制限の撤廃をも含めて見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第56号)】	措置済(9月施行)				
対内直接投資等に係る事前届出業種(財務省、事業所管官庁)	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OECD資本移動自由化コードの我が国が国外資規制各業種を再検討し、平成15年度(2003年度)を目途に安全保障等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。 また、安全保障等関連業種については、OECD資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものであるが、その対応につき検討を進めていく。	諸外国との交渉状況等を踏まえ、逐次検討	結論		(財務省、事業所管官庁) 諸外国との交渉状況や諸外国との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮をしつつ検討中。	
特定債権等に係る事業の規制に関する法律の見直し(経済産業省、金融庁)	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点も踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討する。	検討	検討		(金融庁) 特定債権等に係る事業の規制に関する法律の廃止・見直しに係る規制改革要望につき、手続きの簡素化等の観点等から平成14年度に一部措置。引き続き、法律の必要性、在り方については検討しているところ。 (経済産業省) 特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、手続きの簡素化の観点等から平成14年度において施工規則通達の見直しを行ったところ。引き続き、投資家保護の観点から、その必要性、在り方について具体的に検討する。 【「特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行規則(平成15年3月14日)及び特定債権等の譲渡及び譲受けの業務の運営に関する基本事項について(平成15	



規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					年3月14日)】	
消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得 (経済産業省、金融庁)	書面によることとされている消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得の在り方について、個人情報保護に関する基本法制との整合性に留意しつつ、引き続き検討する。	検討	検討		(金融庁) 金融分野における個人情報保護等の在り方について、「個人情報の保護に関する法律案」との整合性に留意しつつ、金融審議会で審議しているところ。 (経済産業省) 「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成12年法律第126号)」により割賦販売法の書面の電子化を可能とした際、これに併せ、同意取得についても電子媒体によることを可能とした。	
貸金業に係る規制に関する実態調査の実施 (金融庁)	貸金業に係る規制については、個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、貸金業者が交付する書面の電子化の実現可能性、流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。		実態調査実施		(金融庁) 平成14年度中に貸金業に係る規制に関する調査を実施。	
「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁 (経済産業省)	「バンクカード」でのリボルビング方式による割賦購入あっせんについては、日本版「金融ビッグバン」のクレジットカード事業に対する影響等を調査し、検討を行った上で、速やかに実現することについて結論を得る。また、総合方式についても早期に調査・検討を開始する。		検討・結論(リボルビング方式)調査・検討開始(総合方式)		(経済産業省) 産業構造審議会割賦販売分科会クレジット産業小委員会において、「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんについて、平成16年4月より実現することで結論を得た。	
投資主総会の開催手続きの緩和 (金融庁)	投資主総会の招集のために行う会日から2ヶ月前の公告の義務については、投資主の権利保護を踏まえた上で、これを行わなくとも投資主総会が開催できるよう、所要の措置を講ずる。		法案成立後公布・施行		(金融庁) 「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(平成14年法律第45号、平成14年5月29日公布)により、措置済。(平成15年4月1	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(第154回国会に関連法案提出)				日施行)	